令和７年度　石川県会計年度任用職員の募集案内（週29時間）

奥能登土木総合事務所

　会計年度任用職員とは、地方公務員法第２２条の２によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

１　募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 勤務場所 | 主な職務内容 | 採用予定数 |
| 短時間非常勤職員 | ①奥能登土木総合事務所（輪島市河井町22-1-1） | 窓口及び電話対応、定型的な文書の収受・整理、パソコンを使用した資料作成、その他事務補助 | １名 |
| ②奥能登土木総合事務所分室（輪島市三井町洲衛10-11-1） | 1名 |
| ③珠洲土木事務所（珠洲市野々江町シ32） | 1名 |

２　勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 |
| 任用期間 | 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで |
| 勤務時間 | 週の勤務日数が４日で、１日の勤務時間が７時間１５分（８時３０分から１６時４５分まで（休憩時間は１２時から１３時まで）） |
| 休日等 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで） |
| 報酬等 | 報酬日額　８，１９０円※その他、期末手当及び通勤手当相当額が支給されます。（条例改正等により変更される場合あり） |
| 休　暇 | 年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇　等 |
| 社会保険等 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。 |
| 服　務 | 地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。（例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務　等採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。 |

３　応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　応募方法

　　　指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

　　　　（宛先）

　　　　　〒９２８－０００１

　　　　　　石川県輪島市河井町２２部１－１

　　　　　　　石川県奥能登土木総合事務所　会計年度任用職員募集担当

　　　　　　※封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

５　応募期間

　　　令和７年３月６日（木）から令和７年３月１４日（金）まで（必着）

　　　※窓口での受付時間は、９時から１７時までとなります。

　　　※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

６　選考試験

　(1) 選考方法

　　　　応募用紙をもとに、面接試験を行います。

　(2) 面接日及び会場

　　　　面接日時： 応募期間終了後にご連絡します。

面接場所：石川県奥能登総合事務所 で行います。

　(3) 内定

　　　　選考試験の結果については、面接後約１週間以内に通知又は電話します。

７　その他

　　・提出された書類は一切返却しません。

・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先・応募先＞

〒９２８－０００１

　　輪島市河井町２２－１－１

　　石川県奥能登土木総合事務所

　TEL　０７６８－２２－０５６７

　FAX　０７６８－２２－２１４４